

## 1 新型コロナウイルス感染症対策の予算の執行状況について

### (1) 7月臨時会までの新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算の措置した金額、また、国からの特定財源の額、一般財源の額及び財政調整基金の残高について

まず、新型コロナウイルス感染症対策として、7月臨時会までに措置した補正予算額は、総額で約1383億円です。これに対する国からの特定財源は、地方創生臨時交付金が約95億2000万円、その他の国庫補助金・負担金が約1260億1000万円で、合わせて約1355億3000万円となっております。また、一般財源による負担は約18億円であり、その内訳は、財政調整基金からの繰入れが約15億3000万円、事業の中止などに伴う減額補正により生じた財源の活用が約2億7000万円となっております。このほか、新型コロナウイルス感染症対策以外の補正予算に係る財政調整基金の繰入れが約1億5000万円ありますので、これらを繰り入れた後の7月補正後の財政調整基金の今年度末残高見込みは約22億7000万円となっております。

### (2) 予算の査定について

新型コロナウイルス感染症については、全庁を挙げて感染症対策、緊急的経済対策、新しい生活様式による暮らしや働き方への対応を進めています。こうした対応を進めるに当たっては、国・県・市の役割分担を念頭に置いた上で、公助による下支えに取り組みつつ、それを補完・補強するために地域での支え合い、事業者同士が連携した共助による取組を強力に支援することとしています。補正予算の査定に当たっては、こうした考え方方に沿った施策であるかを確認しつつ、国からの財源措置などを踏まえた上で予算編成をしております。

### (3) 今後のコロナ対策費の財源確保について

今後の新型コロナウイルス感染症対策の財源としては、まずは地方創生臨時交付金の活用を想定しており、9月補正予算での充当後で残額約8億3000万円を確保しております。また、本交付金について、指定都市が共同で、国に対し、その増額を要望しているほか、必要に応じ、本交付金以外の国・県からの補助金等も積極的に活用していきたいと考えております。このほか、感染症の影響で中止となる事業や規模を縮小する事業を中心に予算を組み替えることで、必要な財源確保に努めてまいります。

### (4) コロナウイルスの感染症の影響で、来年度の税収、あるいは財政運営への影響はどのようなになっているのか

今後、感染症の影響が長期化することにより、来年度の市税収入の大幅な減少も懸念されます。このたびの感染症の影響による税収減のように、本市に限らず、全国に影響が及んでいるものに

については、その見込みが国の地方財政計画に反映され、地方交付税により財源措置されるべきものであることから、指定都市共同で、令和3年度国の施策及び予算に関する提案、いわゆる白本要望において、地方自治体が安定した財政運営を行えるよう、地方税等の収入を的確に見込み、地方交付税の必要額を確保することを要望しております。

**(5) 地域団体に対する補助金について、今年度、コロナの影響で事業の中止など、減額となる場合でも、来年度の補助金を通常どおり確保してもらいたいと思うかどうか**

通常の予算査定において、前年度の実績を考慮することはありますが、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止や規模の縮小については、補助金が交付された団体の責めによらない事態であることから、来年度の地域団体への補助金の予算編成において、前年度実績を考慮するというような対象にはならないものと考えております。

**(6) 高齢者いきいき活動ポイント事業におけるタブレット端末の導入についての進捗状況はどうなっているのか、また、導入が遅れているのであれば、その理由は何か**

タブレット端末については、調達可能な台数の見通しなども踏まえながら、段階的に導入することとしているところでございますが、直ちにでも利用することを希望する登録団体があったことから、利用窓口となる地区社会福祉協議会による募集作業を経ることなく、機器が調達できた7月以降、順次貸与し、活用を始めております。今後につきましては、一層の利用拡大を図るため、近日中には地区社会福祉協議会を通じて正規の募集を開始したいと考えております。

**(7) 地域福祉活動に対する支援についての執行状況について**

本事業につきましては、6月15日に募集を開始して以降、昨日、9月15日までに申請を受理したものが82件でございます。申請金額は合計で約4300万円となっております。

その内容としては、幾つか事例を申し上げますと、例えば地区社会福祉協議会が、感染症の影響下で健康等に不安を抱える高齢者を対象として、訪問によりマスク等を配付するとともに、その際に健康状態の確認等を行う活動、あるいはNPO法人が、感染拡大に伴う休校等の影響を受け、学習が遅れがちとなった子供たちを対象として、ICTを活用したオンライン授業を配信する活動、あるいは社会福祉法人が、感染症の影響により外出等の機会が減少した障害者を対象として、ICTを活用したオンラインでの相談会や交流会を開催する活動、さらに、ボランティア団体が、感染症の影響により生活に困窮する世帯を対象として、テークアウト方式により食事を提供する活動などがございまして、様々な団体がこの補助金を活用して、感染症の影響を受けやすい方々に対する支援に取り組まれております。

なお、これら以外に、現時点で具体的な相談が70件以上ございまして、毎日、新規にも受け付けていることから、募集期限の12月28日までに、さらに申請が見込まれる状況になっております。

**(8) 地域福祉関係団体への応援金支給の執行状況について**

本事業につきましては、本年6月以降、応援金を支給する市社会福祉協議会が、支給要綱の作成や制度運用の具体化などに取り組み、7月末から区社会福祉協議会を通じて、地区社会福祉協議会に対し、これらの周知を図ったところでございます。その後、各地域において、地区社会福祉協議会が各種団体と話し合いを重ね、それぞれの活動実態等を踏まえて支給対象団体を取りまとめたところであり、市社会福祉協議会から9月末を目途に応援金が支給される予定となっております。

## 2 (仮称) 広島西ウインドファーム事業について

### (1) 本風力発電事業に対する本市の考え方について

本事業は、地球温暖化対策の観点からは再生可能エネルギーの導入の促進に資するものです。しかしながら、本事業の事業実施想定区域周辺は、豊かな自然環境が存在するとともに、住民の日常生活が営まれている地域であり、小学校に近接した場所でもあることから、これら地域特性を踏まえた環境への配慮を行う必要がある事業と考えています。

### (2) 風力発電事業の中止について

風力発電事業については、環境影響評価手続における経済産業大臣勧告などを踏まえて、その工事に係る認可を経済産業大臣が行うこととなっており、事業者がその勧告などに適切に対応していない場合、当該認可は下りず、事業が中止となります。

### (3) 事業終了後における風力発電設備の取扱いについて

風力発電事業では、固定価格による電気の買取り期間である20年が経過した後、設備の更新により、事業を継続する場合と事業を終了する場合があります。事業者は、事業を終了する場合、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法において、風力発電設備を可能な限り速やかに撤去及び処分することが求められています。

### (4) 事業終了後における輸送用の道路等の管理について

本事業の輸送用の道路等は、今後、事業者との協議により、事業終了後の管理主体が決められるものと考えています。

### (5) コロナ禍での住民説明会の実施について

今後の手続において、事業者による住民説明会の開催が法令で義務づけられていますが、新型コロナウィルス感染症対策として三密を避けるため、広い会場での説明会の実施、回数増及び動画配信などを事業者に求めていきたいと考えています。

## (6) 風力発電による健康被害への不安に対する対応について

事業者には、今後の環境影響評価手続の中で、騒音、低周波音及び風車の影の予測評価を適切に実施し、これまでに実施した他の風力発電事業での実績も参考にしながら、その結果について住民に丁寧に説明するよう求めていきたいと考えています。

## 3 広島大学旧理学部1号館の保存・活用について

### (1) <市長> 桑田議員からの御質問にお答えします。

広島大学旧理学部1号館の保存・活用についてのうち、旧理学部1号館には何が移転し、施設の運営はどこが担い、これまでの活動に加え、連携したどのような取組を行うのかについての御質問がございました。

広島大学旧理学部1号館の保存・活用については、平成29年に策定した広島大学旧理学部1号館の保存・活用の方針を踏まえ、平和に係る教育・研究の導入機能等に関する検討会と、コミュニケーションスペースに係る導入機能等に関する検討会の二つの検討会を設置し、広島大学旧理学部1号館に導入する機能等について検討が行われました。

このうち、平和に係る教育・研究の導入機能等に関する検討会においては、ヒロシマならではの視点に十分配慮し、国内及び世界の平和研究のメッカとなるような拠点を形成するため、各大学等が有する平和に関する研究機関の一部または全部を移転し、研究機関の垣根を超えた研究交流を行うことや、平和に係る教育・研究の運用に当たる組織については、広島市立大学及び広島大学が参画し、広島市が支援する新たな組織を検討することなどが提案されました。広島市立大学の広島平和研究所と広島大学の平和センターが旧理学部1号館に移転することになれば、知の拠点の核としてその真価が發揮されると期待できることから、平成30年に両大学に対し、それぞれの教育研究機関の同館への移転を要請し、令和元年に両大学から、広島市立大学大学院平和学研究科を含め、これらの機関の全体を移転する方針を決定した旨の回答をいただきました。

こうした経緯を踏まえ、昨年度から、広島市立大学、広島大学及び本市の三者が連携して検討体制を整え、旧理学部1号館の施設整備や運営体制の構築などについて協議を進めています。

被爆建物であり、かつての学都広島を象徴する旧理学部1号館において、各研究機関が組織の枠組みを超えて密接に連携・交流して活動することになれば、次代を担う若い世代に被爆の実相をより効果的に伝えることができるようになると考えており、現在、両大学と広島ならではの共同研究の実施など、大学間の連携による新たな取組について、調整を行っているところです。広島大学旧理学部1号館が平和に関する教育研究と情報発信を通じて、ヒロシマの心や平和への願いを世界中に広げる新たな拠点となるよう、引き続き関係機関と連携し、保存・活用の具体化に向けて取り組んでまいります。

(2) 広島大学旧理学部1号館の保存・活用に関する懇談会の意見を踏まえ、保存・活用とはどの範囲を、どのように保存しようとしているのか

旧理学部1号館の保存・活用につきましては、現在、広島市立大学の広島平和研究所と広島大学の平和センターの同館への移転に向けて、両大学と施設計画、運営体制、役割分担など、活用面に係る協議・調整を行なながら、基本計画の策定に取り組んでいるところでございます。

建物の保存範囲や保存方法については、こうした検討の結果や建物の劣化状況などを踏まえながら、被爆建物としての保存と、平和に関する教育研究等の拠点としての効率的な活用の両方の観点から整理し、今後策定します基本計画の中でお示ししたいと考えております。

(3) 保存に係る経費はどの程度と見ているのか、また、費用負担は広島市だけが行うのか、大学の負担も考えているのか

平成28年度に開催しました広島大学旧理学部1号館の保存・活用に関する懇談会の資料では、正面部分のみを保存するケースでの概算工事費が18億5000万円と示しておりますが、既存の間仕切り壁をそのまま利用するという想定であり、その後も間仕切り壁や躯体の劣化が進行していることから、仮に正面部分のみを保存することになったとしても、概算工事費は当初の数字よりも増加するものと見込んでおります。この概算工事費につきましては、建物の保存範囲や保存方法の検討結果に応じて精査をし、基本計画の中でお示しをしたいと考えております。

また、費用負担につきましては、今後、詳細な施設計画や具体的な運営体制などを検討する中で、活用可能な国の補助制度等に係る検討も行なながら、関係者間で協議・調整していくかたと考えております。

(4) 本年度は基本計画をまとめようとしているが、今後のスケジュールはどのようになるのかつ  
基本計画については、施設計画、運営体制、役割分担など様々な事項について丁寧に検討を進めていく必要があり、引き続き両大学や本市の関係部門との協議・調整を進め、できるだけ早期に策定をしたいと考えております。

基本計画策定後の設計や工事等のスケジュールについては、保存範囲・保存方法や平和に関する教育研究等の拠点として活用するための施設計画に関連するものでございますので、これらの整理と併せて、基本計画の中でお示ししたいと考えております。

## 4 サッカースタジアムについて

(1) サッカースタジアム本体の建設費214億4500万円の積算について

今回の設計・施工一括方式で発注を予定しているサッカースタジアム本体の建設費用については、スタジアムの規模などを基に事業者ヒアリングを行い、他都市の事例なども参考に算定し

たものです。ちなみに、直近の他都市の事例として、昨年度改修したノエビアスタジアム神戸は、本市と同規模の約3万人の観客を収容するサッカースタジアムになりますが、設計費を含む総事業費は約230億円と聞いています。

**(2) サッカースタジアム等整備事業者についてはどのような視点で選定するのか**

今回公募する民間事業者については、建築関係やまちづくり等の専門の方などを委員とする広島市サッカースタジアム整備等事業者選定審議会において選定することになります。選定に当たっては、基本計画の第3章、整備に係る基本的事項に記載している「街なかスタジアム」の実現等の整備に当たっての基本的な考え方や、第4章、サッカースタジアム・広場エリアの整備方針に記載している中央公園広場全体の目指す姿やサッカースタジアムと広場エリアの目標像などの内容に合致し、広島らしさやにぎわい創出が図られ、広島市、ひいては広島県全体の活性化につながるものとなっているかどうか等の観点から審査・評価を行うことになると考えております。

**(3) 県が見込みどおり負担しなかった場合、事業が止まるようになることになるのか**

県・市の負担割合については、現段階では完全な合意には至っていませんが、県からは、県全体の活性化等につながるような施設の機能を具体化する中で費用負担について考えたいとの考えが示されており、今後、事業者を選定する中で、施設の機能が基本計画の内容と整合が図られているものとして、県民や県議会等にも説明ができるものとなっているかどうかを確認する作業を行うこととしております。こうした作業に本市も協力して取り組んでいくこととしており、その上で、県にも費用負担について理解を深めていただくことで、県・市1対1の負担割合で合意できるものと考えております。

**(4) 使用料収入等による市債償還財源として27億1000万円を見込んでいるが、これはどのように積算しているのか**

サッカースタジアムの年間収支として約1億円の黒字を見込んでおり、この1億円を市債償還財源として30年間充当することを想定し、利息等約3億円を除いた元金への充当額を27億1000万円と見込んでおります。なお、この年間収支の試算に当たっては、町なかに新スタジアムが整備されることでアクセス性が向上することなどにより、プロサッカーの1試合当たりの平均入場者数が、現状の約1万3500人から約2万人まで増加することを見込むほか、類似施設の実績等を踏まえ、コンコース内の店舗やスタンド下の多機能化施設の設置に係る使用料収益などを見込んだものとなっております。

**(5) 新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式についてはスタジアム建設にも影響すると思うが、その視点は反映されているのか**

今後の生活においても、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式が継続的に求められ

ことになると考えられることから、スタジアムの建設に当たっては、感染の拡大防止が図られるよう、屋内の施設について適切な換気量を確保する等の換気に関する条件や、手洗いを非接触型の自動水栓にする等の衛生に関する条件を付し、事業者からは感染症対策に配慮した提案を求める予定としております。

#### 〈再質問〉

まず、旧理学部1号館についてです。

市長も御答弁いただきまして、丁寧に説明はしていただいたんですけども、内容としては、懇談会のまとめ以上のものはなかったように思います。各大学が連携をして、何をするのか、教育研究を行うという言葉がありましたけれども、教育研究のどんな研究をするのか、一体何を研究するのか、やはり中身のところ、入るものは決まっているわけですから、その中身が何をするのかお答えいただきたいと思います。水面下で各大学と話し合われて、いろんなことが今決まっていってるんだろうとは思いますけれども、ぜひこれをオフィシャルな会議として、計画的に会議を持たれて進めていただきたいなというふうに思います。

それから、風力発電についても少し質問させていただきます。

やんわりお答えになりましたけれども、手続が始まってしまって中止になった例があるのかどうかお答えください。もう、こうして始まってしまって中止になることがあるのかどうか、重要なことなのでお答えいただきたいと思います。

この事業ですけれども、民間の事業で、許可権者は環境省ということで、広島市が何も言えないというふうには聞いておりますけれども、広島市にとってのメリットは何なのかをお答えください。

それから、高齢者いきいき活動ポイント事業ですけれども、一つ答弁漏れがあったように思います。タブレット端末の導入について、遅れた理由が何かということはお答えにならなかったように思いますので、それを再度お願いいたします。

段階的に投入する、それから、7月以降は順次、社協を通さずに投入するというふうにお答えになりましたけれども、現在、何団体に投入されているんですか。社協を通さずに入れるっていうことにはなってなかったですよね。社会福祉協議会を通して各小学校区に5台ということだったんですけども、そのルールが変わったということですか、現在、何台買われているのかお答えください。

#### 〈再質問 答弁〉

(1) ポイント事業についてのお尋ねに御答弁申し上げます。

遅れた理由ということでございますけども、先ほど御答弁申し上げましたように、タブレット

端末については、調達可能な台数の見通しなども踏まえながら、段階的に導入して利用を拡大していくということになっております。地区社協を利用してタブレットを配付するという仕組み、これは変えておりません。ただ、いわゆるタブレット端末自体を調達するのは、やはり台数とか時期の問題がございまして、5月に議決をいただいた後に、最速でも7月という状況がございました。そうした中で、地区社協との協議を進める中で、直ちに使いたいという御希望の団体が私どものほうに直接、区社協を通してなりでお話がございましたので、その段階については、すぐにそれはやっぱり利用に供すべきだろうということで、調達できた段階からお配りをしてるということでございます。

実際に、今お配りしているのが、6団体の13台ということになっております。このほとんどが、実際には地区社協のほうにお配りをしております。ですから、実態としては、地区社協を通じて利用団体のほうにお使いいただいているということにはなろうかと思います。

いずれにしても、先ほど御答弁したように、近々そうした地区社協を窓口にした開始というのはさせていただいて、利用拡大に努めていきたいというふうに考えております。

(2) 環境影響評価手続中に事業が中止された事例があるのかということでございますけれども、環境影響評価手續中に事業が中止された事例はあると把握しております。

それから、風力発電事業について、広島市についてのメリットということでございますけれども、本事業により一定期間大規模な工事が行われることから、それに伴う経済効果はあるものと考えられますけれども、事業計画が具体的に示されていない段階では、どれくらいの経済効果があるのかや、そのほかのメリットについては、現時点では明らかではございません。

(3) 旧理学部1号館の保存・活用に関して、具体的にどういったことを新しい設備、施設で行っていくのか、どういう教育・研究機能を実現していくのかというお問い合わせたというふうに認識しております。

現在、具体的な内容に関しましては、関係機関のほうと調整をさせていただいておりますが、教育に関しては、平和に関する学部教育、あるいは大学院教育、さらには市民向けの生涯学習ですとか、あるいは社会人教育でどういったものを行っていくのか、さらに研究については、大学の垣根を超えた共同研究等の在り方について検討させていただいているものでございまして、その具体的な内容に関しましては、関係機関との調整が済んで整理ができた上での公表ということになるかと思います。

## 〈再質問〉

高齢者いきいき活動ポイント事業ですけども、何台購入できているのかというのがお答えになつたかったので、それをお願いします。

情報としまして、9月8日、赤い羽根共同募金の総会が安佐北区で行われたようですけれども、社会福祉協議会の会長が、29地区の会長の集まりの中の赤い羽根共同募金の総会の中で、このタブレット端末の説明会をするということだったんだそうですが、これが急遽中止になったということで、当日中止になって、今後、広島市の方針が変わったので、タブレット端末の

説明会を一旦中止にさせてほしいということが会長のほうに連絡としてあったようです。事前の連絡ではなく、その当日あったようなんんですけども、これの真意はどういうことなのかお答えください。

#### 〈再再質問 答弁〉

失礼しました。現在調達している台数は、タブレット 100 台ございます。

今議員のおっしゃった安佐北区の、恐らく区の社会福祉協議会だと思うんですけども、今、私どものほうで市の社会福祉協議会と連携して、それぞれの区の社会福祉協議会のほうに、このタブレット端末についての御説明を順次させていただいている状況があります。恐らく、今の安佐北区かどうか、詳細に区名まではっきり覚えておりませんけども、そういう御説明をさせていただく中で、いろいろ御要望とか御意見が出ております。実際にこのタブレット端末を地区社協のほうに配付していただくに当たっては、やはりいろんな地区社協に事務負担がかかってくるというお話がございました。特にそういった御要望等について、我々は今後どう対応していくかという中で、一旦、回させていただいた区の社会福祉協議会からいただいた御意見を踏まえて、改めてまた御説明の機会を設けさせていただこうということで、急遽ということかどうかはちょっと分かりませんけども、また改めて説明の場を設けさせていただこうということになったことであろうと思いますので、引き続きその辺は丁寧に御説明をさせていただきたいと思っております。